

下記の業務委託について、公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年1月24日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度静岡県立焼津青少年の家食堂業務委託

(2) 業務目的

本業務は、静岡県立焼津青少年の家食堂業務を行うことを目的とする。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、26,508,094円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

2 参加表明書及び企画提案書等を提出するために必要な要件

- (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託に係る競争入札参加資格を有し、「給食」の営業種目において登録のある者であること。
- (3) 令和7年4月1日から直ちに委託業務の開始ができること。
- (4) 4に示す現地説明会に参加していること。
- (5) 静岡県内に本社又は営業所等の業務拠点を有するものであること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (9) 静岡県立焼津青少年の家で行うプレゼンテーション、打合せ等への出席が円滑にできること。
- (10) 2年以上の食堂の営業実績を有する者であること。
- (11) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

3 企画提案募集要領等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和7年1月24日（金）から令和7年2月4日（火）まで（月曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

〒425-0041 静岡県焼津市石津2259-408

静岡県立焼津青少年の家

電話番号 054-624-4675

4 現地説明会の開催

(1) 開催日時

令和7年2月5日（水）午後2時30分から午後3時30分まで

(2) 開催場所

静岡県立焼津青少年の家

(3) その他

ア 会場の都合上、参加者は各社2人までとする。なお、参加者は電話及びメールアドレスの記載がある名刺を持参すること。

イ 現地説明会終了後に質問がある場合は、令和7年2月6日（木）正午までに電子メールで送信すること。回答は現地説明会に参加した全ての者に電子メールで伝達する。

5 参加表明書及び企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期間

令和7年1月24日（金）から令和7年2月14日（金）まで（月曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（令和7年2月14日（金）は正午まで）

(2) 提出先

上記3(2)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出すること（令和7年2月14日（金）正午までに必着）。郵送の場合は、「書留」とし、封筒等の表面に必ず「静岡県立焼津青少年の家食堂業務委託プロポーザル提出書類」と朱書きにより明記すること。

6 審査対象者の選定

(1) 企画提案書等を提出した者が5者を超えた場合は、企画提案書等の一部を評価し、審査対象者として

評価点の高い者から5者選定することがある。ただし、合計点が5番目に高い者が複数存在した場合は、見積額の低い者を優先して選定する。

審査対象者に選定された者に対しては、選定された旨を電子メールにより、令和7年2月18日（火）午後5時までに通知する。

- (2) 選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和7年2月18日（火）午後5時までに通知する。

7 プレゼンテーション、ヒアリング及び試食

審査対象者に選定された者に対しては、企画提案書等の提案内容についてプレゼンテーション、ヒアリング及び試食を実施する（実施予定日：令和7年2月21日（金））。

8 契約予定者の特定

- (1) 企画提案書等の評価し、最も評価点の高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価点が最も高い者が複数存在した場合は、見積額の最も低い者を、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより特定する。

契約予定者に特定された者に対しては、特定された旨を電子メールにより、令和7年2月26日（水）までに通知する。

- (2) 特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を電子メールにより、令和7年2月26日（水）までに通知する。

9 その他

- (1) この企画提案による契約は、当該業務に係る令和7年度静岡県一般会計予算の成立を条件とする。
- (2) 本公告の詳細は、令和7年度静岡県立焼津青少年の家食堂業務委託公募型企画提案募集要領による。
- (3) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (4) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (5) 契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。
- (6) 照会窓口は、静岡県立焼津青少年の家（電話番号054-624-4675）とする。